

# 川根本町障がい者総合計画

～第3次川根本町障がい者計画～

～第4期川根本町障がい福祉計画～

平成27年3月

川根本町



## はじめに

近年、障がいのある人を取り巻く社会情勢は大きく変化しており、「障害者総合支援法」の施行により、障がいのある人のサービスの対象範囲が広がるなど、ここ数年で法制度は大きく変わりました。

川根本町においては、平成18年度に第1期障がい福祉計画、平成19年度に第1次障がい者計画を策定し、障がいのある人に対する施策を改めて検討し、誰もが生きがいを持ち、心身ともに健やかにいきいきと暮らせる地域社会を実現するために心をひとつにして取り組んでまいりました。

今回、法制度の変化や、「障がい者計画」及び「障がい福祉計画」の見直し時期を迎え、障がいのある人もない人も、ともに社会の一員であり、お互いが住民として尊重されるとともに、地域においていきいきと輝いている暮らしが送れるよう、「障がいの有無にかかわらず、互いに尊重し合い、障がいのある人も誰もが自立して自分らしく暮らすことのできるまち」を基本理念とし、「地域で支える」、「障がい児・者がいきいき暮らすまち」、「見守る力、自立を支援する力をつけよう」、「防災支援体制をつくろう」を基本目標に掲げ、施策の推進に努めてまいります。

本計画では、平成29年度を目標年次とし、川根本町総合計画をはじめ関連する計画と整合性を図り、また、静岡県や、志太榛原圏域の自治体とも連携しながら、具体的な方策を明らかにして、取り組むべき数値目標を定め、将来像の実現に向けて町の総力を挙げて取り組んでまいります。引き続き町民の皆様のご支援とご協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、多大なご尽力を賜りました「川根本町保健、福祉サービス推進協議会」の皆様をはじめ、町民アンケートなどを通して、貴重なご意見、ご提言をお寄せいただきました多くの町民の皆様方に心から感謝を申し上げます。

平成27年3月

川根本町長 鈴木敏夫





# 目次

<b>第1部 総論</b> .....	<b>1</b>
第1章 計画策定にあたって.....	1
1 策定の趣旨.....	1
2 基本理念.....	2
3 基本目標.....	3
4 性格・位置付け.....	4
5 計画期間.....	5
6 対象者.....	5
7 体系図.....	5
8 達成状況の点検および評価.....	6
第2章 川根本町における現状と課題.....	7
1 本町における障がいのある人の現状.....	7
2 アンケート調査結果.....	9
3 川根本町における課題.....	15
<b>第2部 障がい者計画</b> .....	<b>17</b>
第1章 基本計画.....	18
基本目標1 地域で支える.....	18
基本目標2 障がい児・者がいきいき暮らすまち.....	20
基本目標3 見守る力、自立を支援する力をつけよう.....	24
基本目標4 防災支援体制をつくろう.....	29
第2章 基本の推進体制.....	32
1 川根本町保健、福祉サービス推進協議会における推進.....	32
2 市民の役割.....	32
3 障がいのある人や障がい者団体の役割.....	32
4 行政の役割.....	32
<b>第3部 障がい福祉計画</b> .....	<b>33</b>
第1章 計画の基本的考え方.....	33
1 基本的な考え方.....	33
第2章 計画の数値目標と達成の方策.....	34
1 平成29年度の数値目標.....	34
2 障害福祉サービス、指定相談支援の必要量の見込みとその確保のための方策... ..	36
3 地域生活支援事業.....	40
<b>資料編</b> .....	<b>45</b>
◇ 川根本町保健、福祉サービス推進協議会 本部会 委員名簿.....	45
◇ 川根本町保健、福祉サービス推進協議会 障がい者福祉部会 委員名簿.....	46



◆ 第1部 総論 ◆



# 第1部 総論

---

## 第1章 計画策定にあたって

---

### 1 策定の趣旨

近年の社会状況は目まぐるしく変化しつつあります。とりわけ障がいのある人にかかわる環境、法制度はここ数年で大きく変わりました。

平成24年4月には改正障害者自立支援法の完全施行、さらには平成25年4月には「障害者総合支援法」が施行されました。また国においては平成26年に国連の「障害者の権利条約」に批准しています。

このたび、こうした変化の中で「川根本町障がい者計画」および「川根本町障がい福祉計画」の見直し時期を迎えた現状を踏まえ、これまでの理念を継承しつつ時代の変化に対応しうる諸施策を盛り込むことといたしました。

具体的には、障がいのある人もない人も普通に生活し、活動できる社会と、社会の一員としての適応能力の回復にとどまらず、地域の中でその人らしく自立した生活ができるようなサービスが提供されるまちづくりを目指し、ユニバーサルデザイン<sup>1</sup>、情報化時代への対応など従来から継続する施策に加え、近年問題となっている障がいのある人への虐待防止・権利擁護、防災体制構築などです。

川根本町は平成17年9月に新たな出発をして以来、障がいのある人に対する施策を改めて検討し、誰もが生きがいを持ち、心身ともに健やかにいきいきと暮らせる地域社会を実現するために心をひとつにして取り組んできました。

「川根本町障がい者計画」および「川根本町障がい福祉計画」は、国、県の計画、また川根本町総合計画の趣旨を十分に活かしつつ、川根本町地域福祉計画などとの整合性を図って策定するものとします。

---

<sup>1</sup> 障がいの有無や年齢などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能であるように建物や製品などをデザインすること。

## 2 基本理念

本計画は、本町がこれまで行ってきた取り組み、すなわち障がいのある人が人間としての尊厳を保ち、乳幼児期、学童・思春期、青壮年期、高齢期などすべての年代において、持てる能力を最大限に発揮してその人らしく生活できることを目指す（リハビリテーション<sup>2</sup>）理念と、障がいのある人もない人も、共に暮らし、同等に活動できる社会づくりを目指す（ノーマライゼーション<sup>3</sup>）理念を継承します。

自分の生活を自分で選び、決定し、実現できるよう能力を高めるエンパワメントの考え方によって、その人らしい自立生活を支援します。

高齢者や障がいのある人を含むすべての人々が、地域で安心して住み続けることができるよう、ユニバーサルデザインを意識したまちづくりを推進します。

障がいのある人もない人も、共に社会を構成する一員であり、お互いが住民として尊重されるとともに、地域においていきいきと輝いている暮らしが送れるよう、「共に暮らす社会」を目指し、人権を尊重した、その人らしく生活できるまちの実現を目指します。川根本町では、障がい者福祉推進のための基本理念を「障がいの有無にかかわらず、互いに尊重し合い、障がいのある人も誰もが自立して自分らしく暮らすことのできるまち」として掲げ、推進に努めていきます。

障がいの有無にかかわらず、互いに尊重し合い、  
障がいのある人も誰もが自立して自分らしく  
暮らすことのできるまち

<sup>2</sup> 障がいのある人や事故・疾病で後遺症が残った人などを対象とし、能力の回復を目的として行う訓練・療法や援助。社会復帰。リハビリと略される。

<sup>3</sup> 障がいのある人に、すべての人が持つ通常の生活を送る権利を可能な限り保障することを目標に社会福祉を進めること。

### 3 基本目標

本計画の基本目標については、第2次川根本町障がい者計画で掲げたものを引き続き目標として施策を実施していきます。

#### 1 地域で支える

---

障がいのある人の自立と社会参加を促進するためには、障がいのある人となない人とが互いに交流し、理解し合うことが必要ですが、そのためにも、コミュニケーションを十分果たせるよう地域全体で障がいのある人を支えていくことが重要です。コミュニケーション支援を必要とする障がいのある人の特性に応じた体制の充実を図っていきます。

#### 2 障がい児・者がいきいき暮らすまち

---

障がいのある人が社会生活をしていく中では、段差などの物理的な障壁や、住民の心理的な障壁を取り除く必要があります。

生きがいを持ち、生活への不安を解消するため、就労や生活の確保など安心していきいきと暮らせる環境整備を図っていきます。

#### 3 見守る力、自立を支援する力をつけよう

---

障がいのある人が真の「自立」した生活をしていくためには、充実したサービスを提供する体制の整備や個々に応じたサービスの提供がなされていく必要があります。

また、医療機関との連携やボランティアの育成など障がいのある人を見守り、支援する力を高めていくよう体制整備を進めていきます。

#### 4 防災支援体制をつくろう

---

本町は地理的要因もあって、地域での防災や防犯など安全な暮らしを確保する基盤整備が重要な役割を果たします。

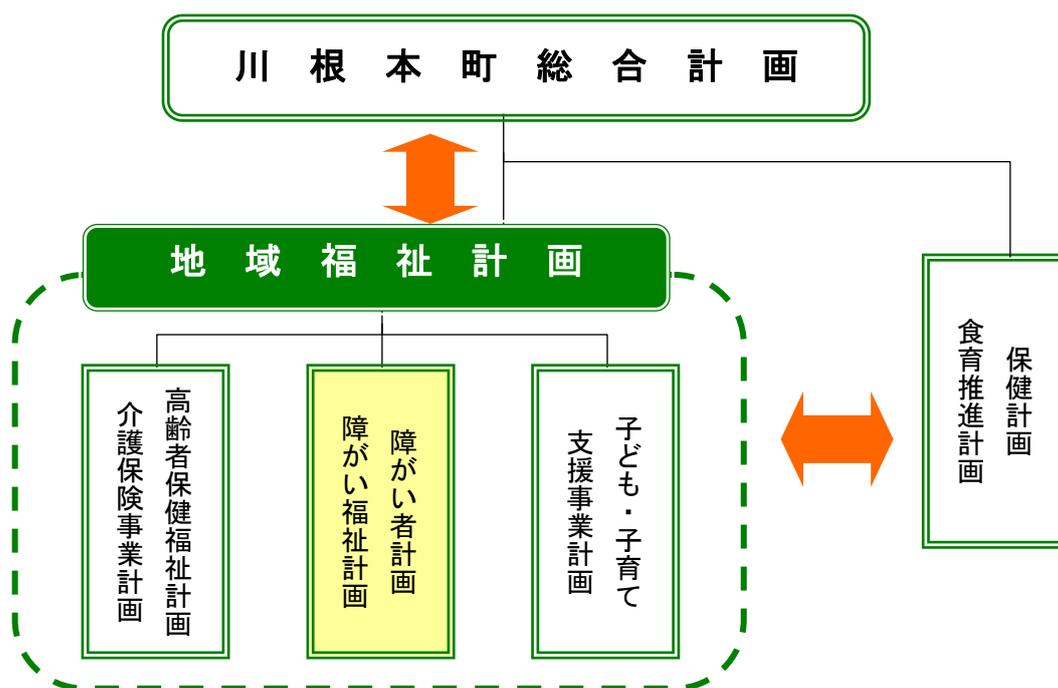
さらに、自主防災組織との連絡体制や緊急事態に対応可能な協力体制を築くことを目標として進めていきます。

## 4 性格・位置付け

障がい者計画は、障害者基本法第11条第3項の規定に基づき、本町における障がいのある人の状況などを踏まえ、障がいのある人のための施策を定めるものです。

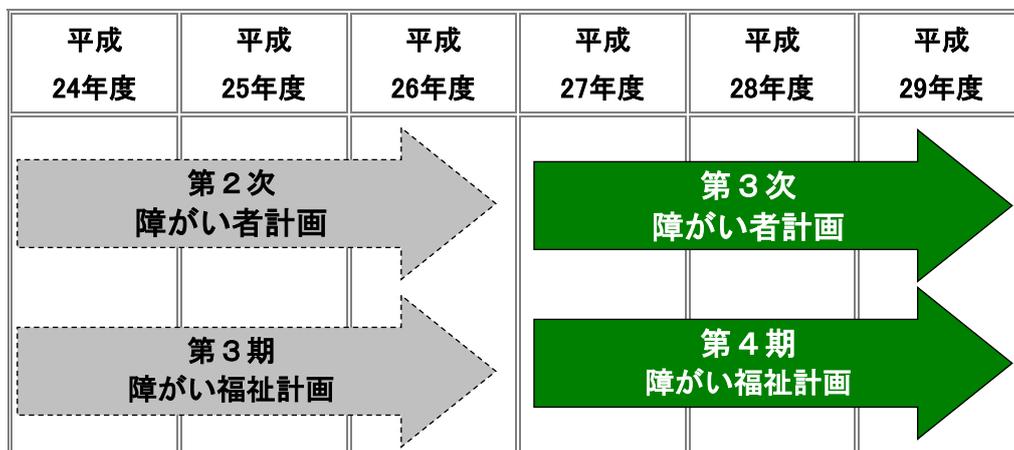
障がい福祉計画は、障害者総合支援法第88条に基づき、障がいのある人の自立と社会参加を基本とする障害者基本法の理念を踏まえ、障がい者計画に掲げる「生活支援」に向けた障害福祉サービスに関する3年間の「実施計画」として位置付けられるものです。

また、「川根本町総合計画」との整合性を図りながら関連計画（「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画」「介護保険事業計画」「子ども・子育て支援事業計画」「保健計画・食育推進計画」など）にも配慮し、具体的方策を明らかにして、取り組むべき数値目標を示しています。



## 5 計画期間

今回の第3次障がい者計画は平成27年度から平成29年度までを期間とし、また、3カ年計画で策定される第4期障がい福祉計画も、平成27年度から平成29年度までを対象期間として策定することとします。



## 6 対象者

本計画の対象とする障がいのある人とは、障害者基本法の規定で定義されている、身体障がい、知的障がい、発達障がい、その他の心身の機能の障がいがある人など、日常生活や社会生活で支援を必要とするすべての人（18歳未満の児童や難病患者等も含む）のことであります。

## 7 体系図

障がい者計画および障がい福祉計画の体系図は、以下のようになります。

計 画	基本理念	基本目標
障がい者 計画	障がいの有無にかかわらず、互いに尊重し合い、障がいのある人も誰もが自立して自分らしく暮らすことのできるまち	地域で支える
		障がい児・者がいきいき暮らすまち
		見守る力、自立を支援する力をつけよう
		防災支援体制をつくろう
障がい 福祉計画	障がいの有無にかかわらず、互いに尊重し合い、障がいのある人も誰もが自立して自分らしく暮らすことのできるまち	障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重
		障がいのある人に希望する必要なサービスを提供
		グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進
		福祉施設から一般就労への移行を推進

## 8 達成状況の点検および評価

各年度において、サービス見込量について達成状況の点検・評価を行い、その結果に基づいて必要な対策を実施します。

また、日常的な取り組みの中で障がいのある人や障がい者団体などの意見を反映し、着実な計画の推進を図ります。

## 第2章 川根本町における現状と課題

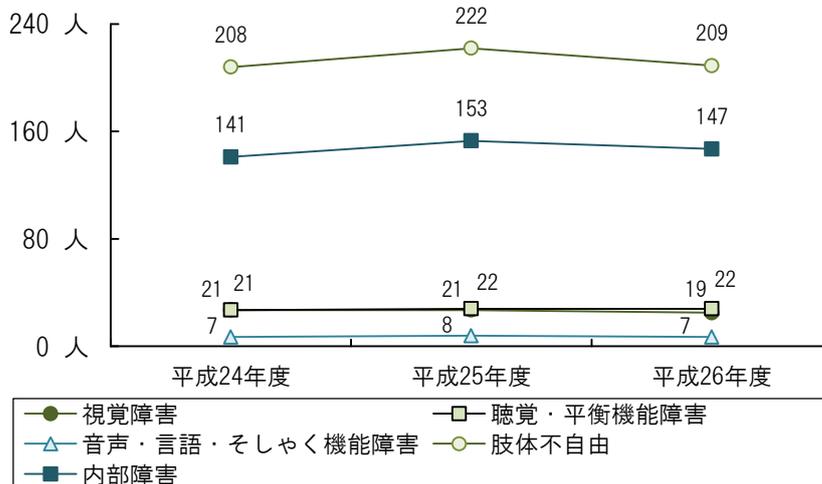
### 1 本町における障がいのある人の現状

#### ①身体障がいのある人の手帳所持者数

身体障害者手帳所持者の障がい別の推移をみると、ほぼ横ばいで推移しています。

(単位：人)

		平成24年度	平成25年度	平成26年度	増加率※ (%)
視覚障害	(18歳未満)	0	0	0	-
	(18歳以上)	21	21	19	-9.5
	小計	21	21	19	-9.5
聴覚・平衡機能障害	(18歳未満)	1	1	1	0.0
	(18歳以上)	20	21	21	5.0
	小計	21	22	22	4.8
音声・言語・そしゃく機能障害	(18歳未満)	0	0	0	-
	(18歳以上)	7	8	7	0.0
	小計	7	8	7	0.0
肢体不自由	(18歳未満)	2	1	0	-
	(18歳以上)	206	221	209	1.5
	小計	208	222	209	0.5
内部障害	(18歳未満)	0	0	0	-
	(18歳以上)	141	153	147	4.3
	小計	141	153	147	4.3
手帳交付者合計 (18歳未満)		3	2	1	-66.7
手帳交付者合計 (18歳以上)		395	424	403	2.0
手帳交付者総計		398	426	404	1.5



資料：川根本町福祉課

#### ※増加率の算出について

平成26年度の人数が平成24年度の人数に対してどの程度増加しているのかを算出している。マイナスは減少、プラスは増加を意味している。

例) 視覚障害18歳以上  

$$\left(\frac{19}{21} - 1\right) \times 100 = -9.5\%$$

また、平成24年度、平成26年度のいずれかが0人の場合、「-」で表している。

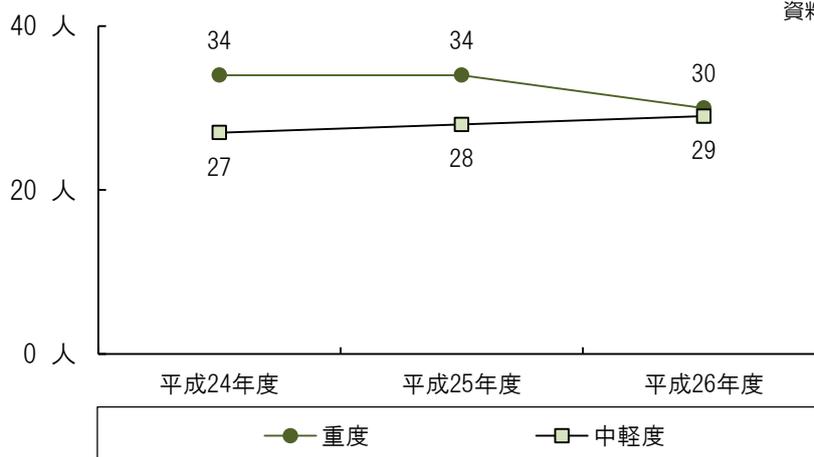
## ②知的障がいのある人の手帳所持者数

療育手帳所持者の程度別の推移をみると、ほぼ横ばいで推移しています。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	増加率※ (%)
重度	34	34	30	-11.8
中軽度	27	28	29	7.4
合計	61	62	59	-3.3

資料：川根本町福祉課



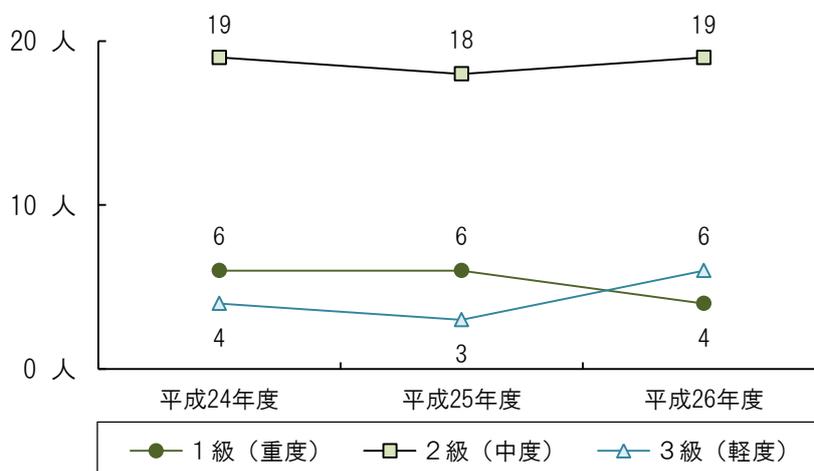
## ③精神障がいのある人の手帳所持者数

精神障害者保健福祉手帳所持者数の程度別の推移をみると、ほぼ横ばいで推移しています。

(単位：人)

	平成24年度	平成25年度	平成26年度	増加率※ (%)
1級(重度)	6	6	4	-33.3
2級(中度)	19	18	19	0.0
3級(軽度)	4	3	6	50.0
合計	29	27	29	0.0

資料：川根本町福祉課



## 2 アンケート調査結果

### 調査結果の概要

今回の計画策定にあたり、市民の意見を反映させるため、平成26年度に「川根本町障がい福祉推進のための実態調査」を行いました。その概要は以下の通りです。

#### 調査対象

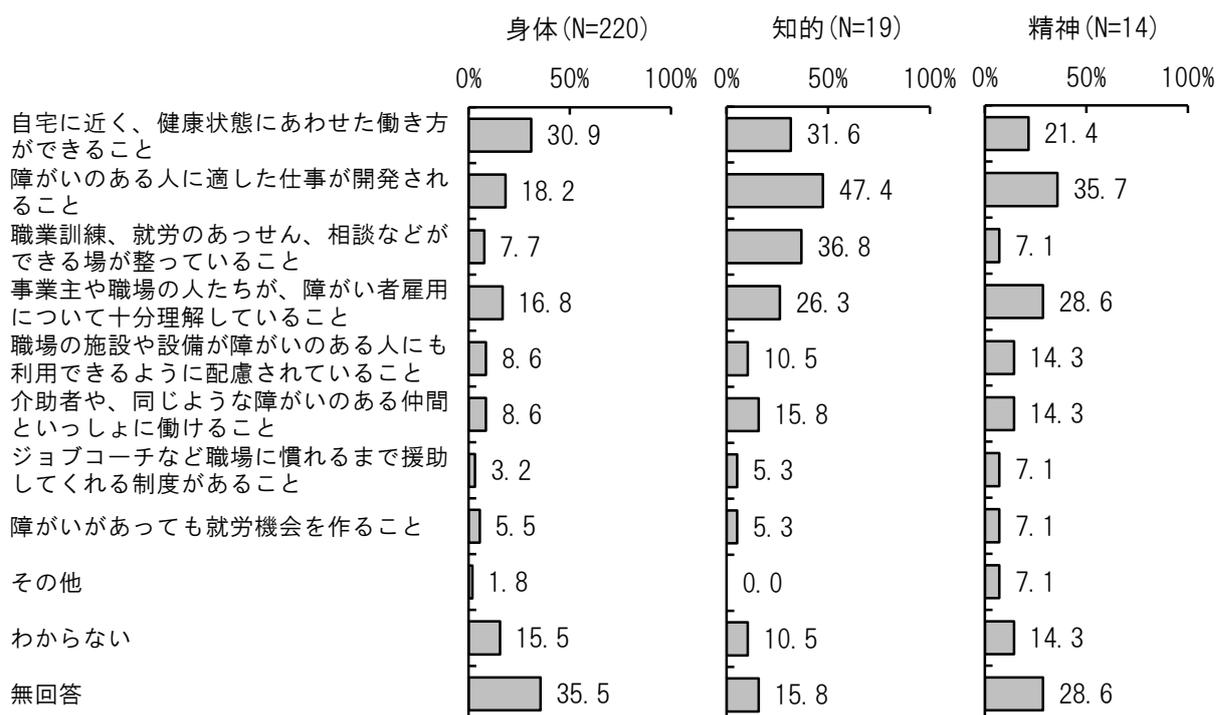
【障がい者】 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、  
自立支援医療受給者証（精神通院）所持者

434名に発送、262名より回答

【一般】 川根本町在住の満20歳以上の男女

1,009名に発送、545名より回答

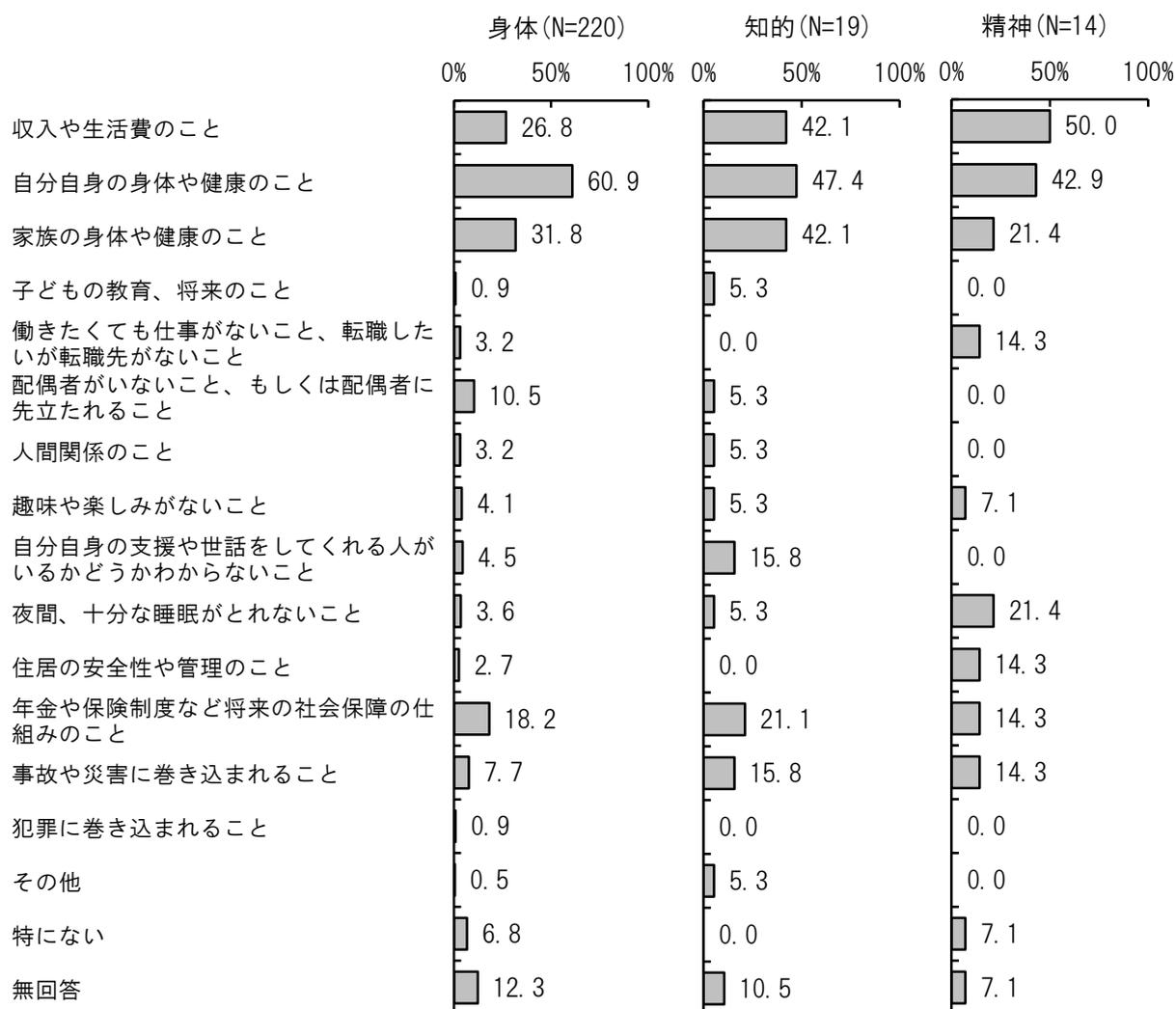
### ①就労のために大切な環境



「自宅に近く、健康状態にあわせた働き方ができること」、「障がいのある人に適した仕事が開発されること」、「事業主や職場の人たちが、障がい者雇用について十分理解していること」の3つが共通して上位を占めています。また、知的で他に比べて「職業訓練、就労のあっせん、相談などができる場が整っていること」が多くなっています。

→全体として、自分らしく働ける環境の整備や、障がいに対する理解の促進、知的においては相談体制の整備が求められています。

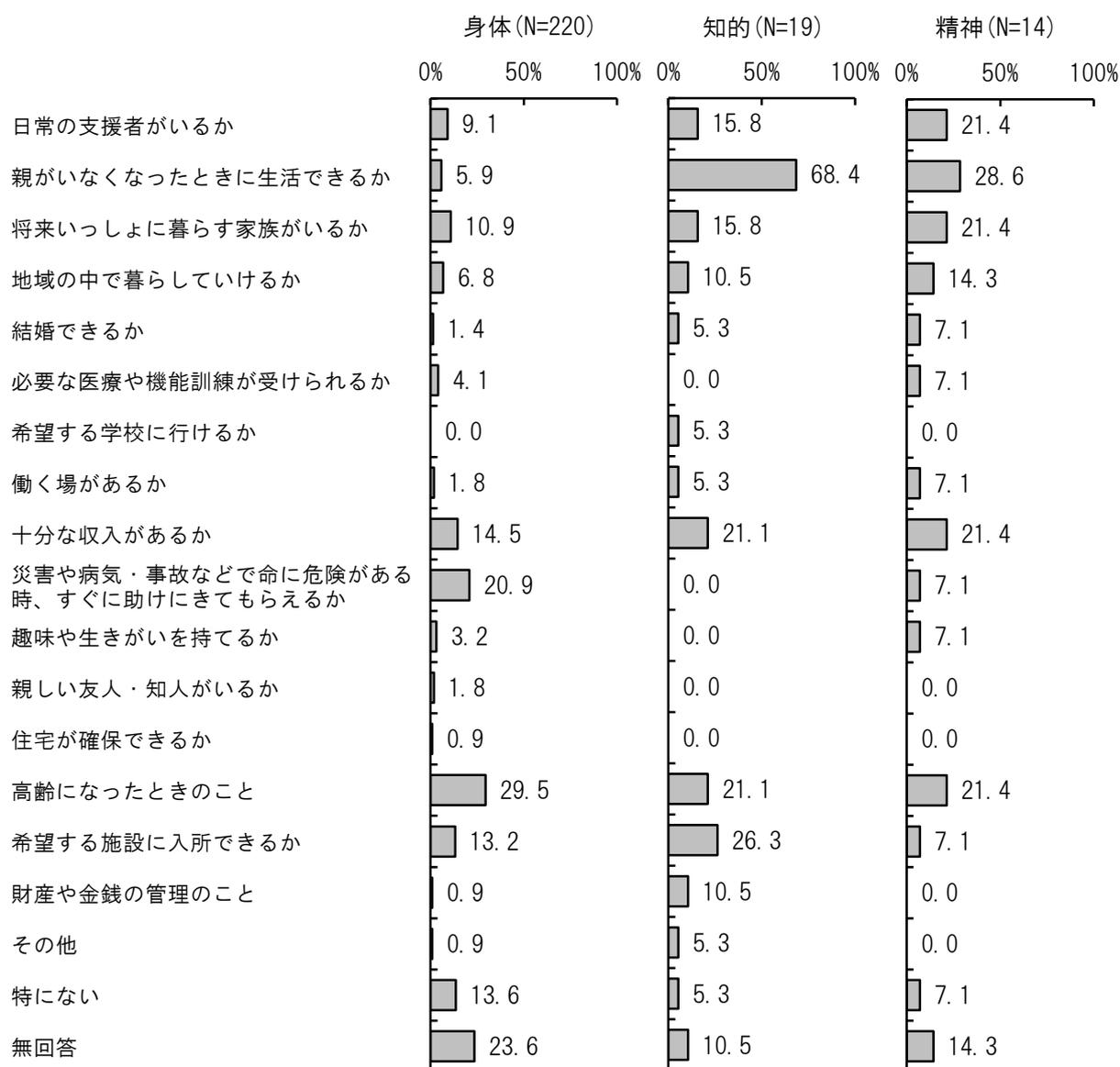
## ②日常生活の不安



「収入や生活費のこと」、「自分自身の身体や健康のこと」、「家族の身体や健康のこと」が共通して上位を占めています。

→健康面や経済面でのサポートが求められています。

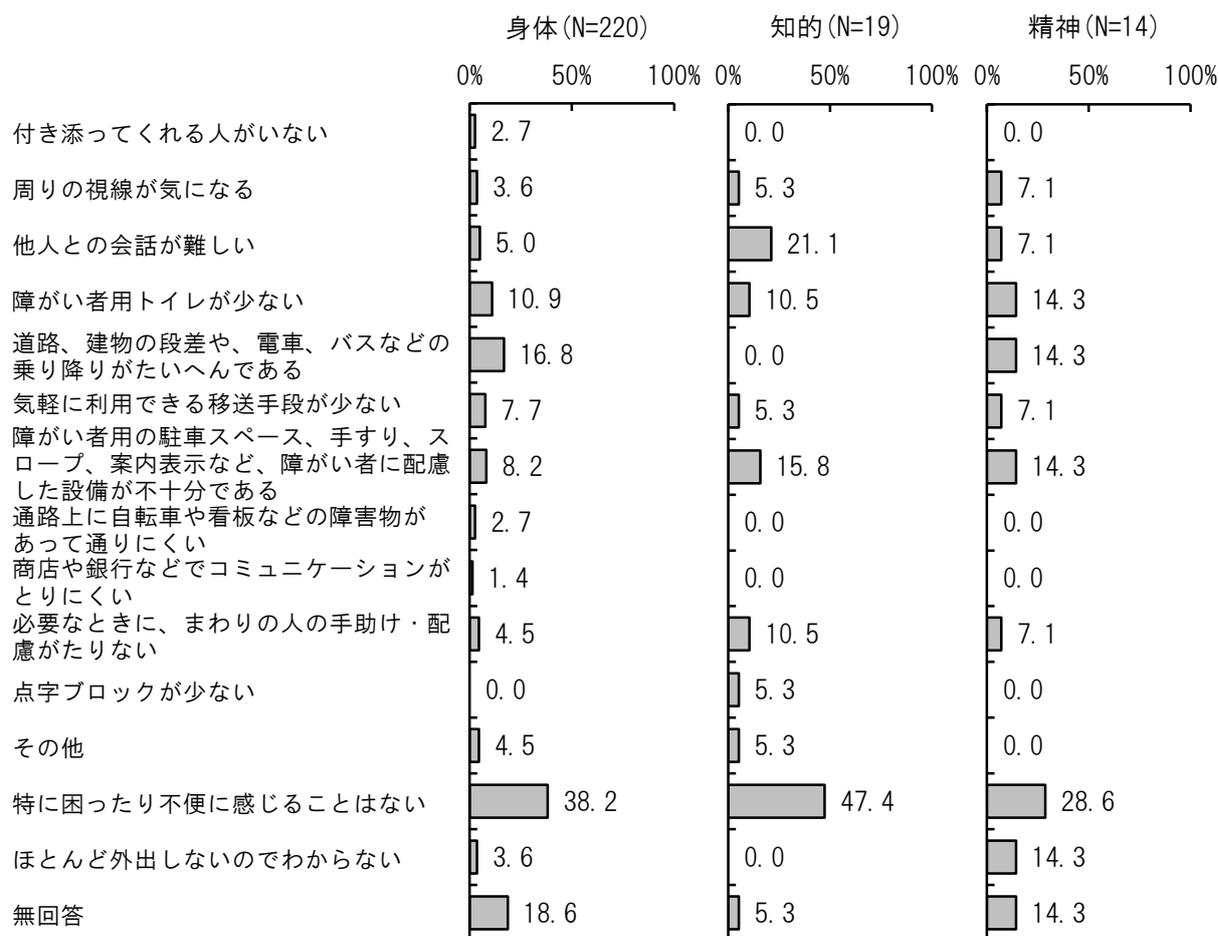
### ③将来の不安



身体では「高齢になったときのこと」「災害や病気・事故などで命に危険がある時、すぐに助けにきてもらえるか」が上位を占めています。また、知的・精神では「親がいなくなったときに生活ができるか」「十分な収入があるか」が上位を占めています。

→身体では、サポート面について不安があることがわかります。知的・精神では、介助者の存在、生活についての不安に対する対処が求められています。

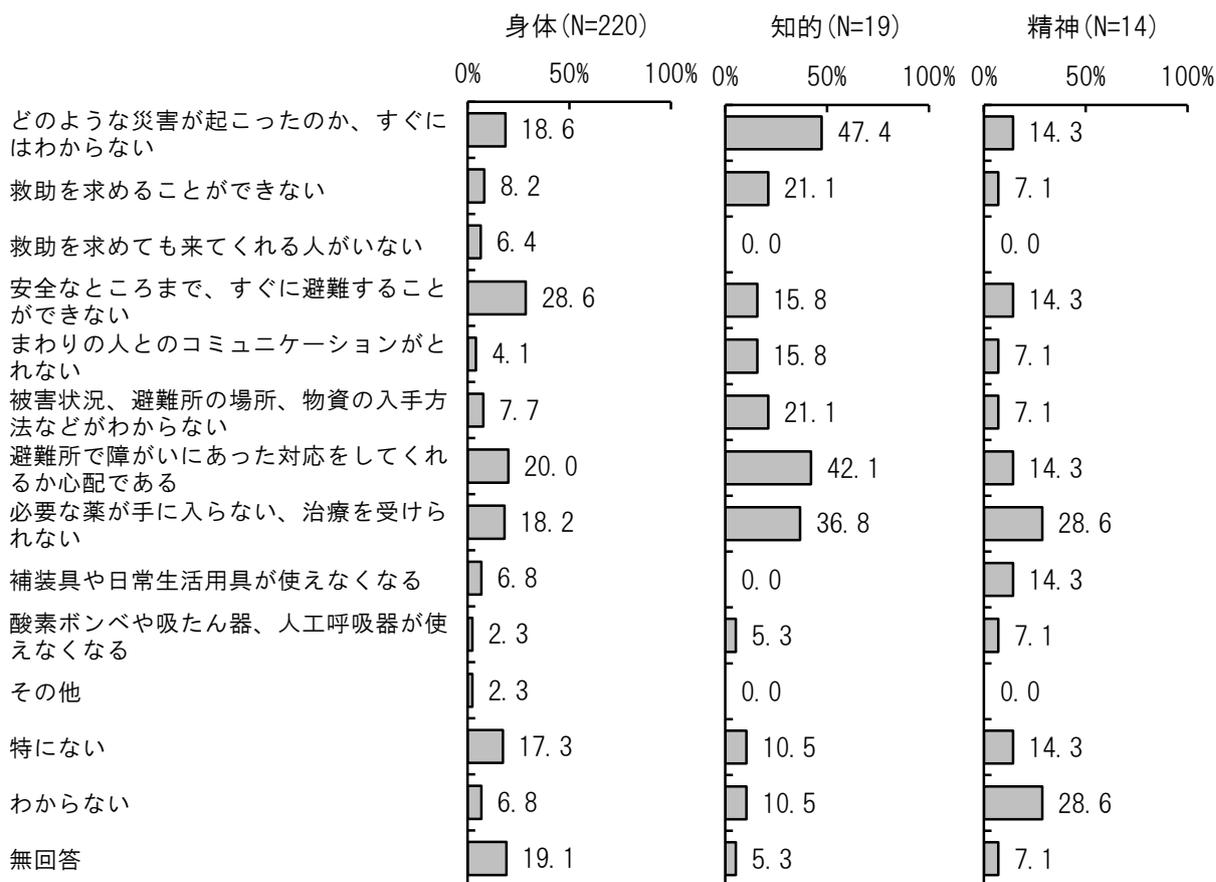
#### ④外出時に困ること



「特に困ったり不便に感じることはない」が最も多くなっていますが、身体・精神では「障がい者用トイレが少ない」、「道路、建物の段差や、電車、バスなどの乗り降りがたいへんである」が上位を占めています。知的では「他人との会話が難しい」、「障がい者用の駐車スペース、手すり、スロープ、案内表示など、障がい者に配慮した設備が不十分である」が上位を占めています。

→ハード面だけではなく、ソフト面でのバリアフリーが求められています。

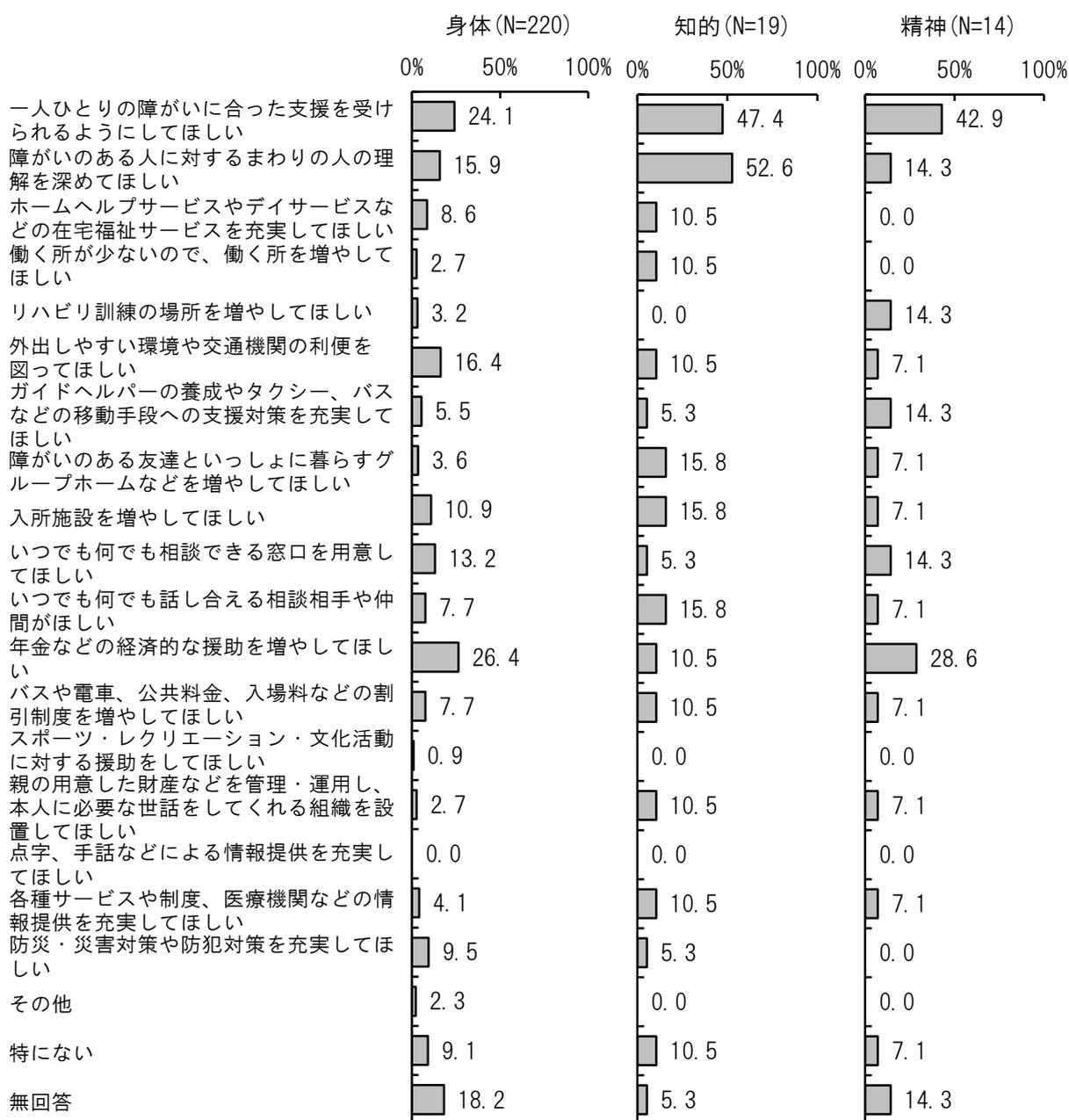
## ⑤災害時に困ること



「どのような災害が起こったのか、すぐにわからない」、「安全なところまで、すぐに避難することができない」、「避難所で障がいがあった対応をしてくれるか心配である」、「必要な薬が手に入らない、治療を受けられない」が共通して上位を占めています。また、知的では「救助を求めることができない」、「被害状況、避難所の場所、物資の入手方法などがわからない」が他と比べて多くなっています。

→災害が起こったときの初動や、避難所における生活が主な不安となっています。知的では、情報の入手という点が不安の一つとして考えられます。

## ⑥暮らしやすくなるために望むこと



身体・精神では「一人ひとりの障がいにあった支援を受けられるようにしてほしい」、「年金などの経済的な援助を増やしてほしい」が上位を占めています。知的では「一人ひとりの障がいにあった支援を受けられるようにしてほしい」、「障がいのある人に対するまわりの人の理解を深めてほしい」が上位を占めています。

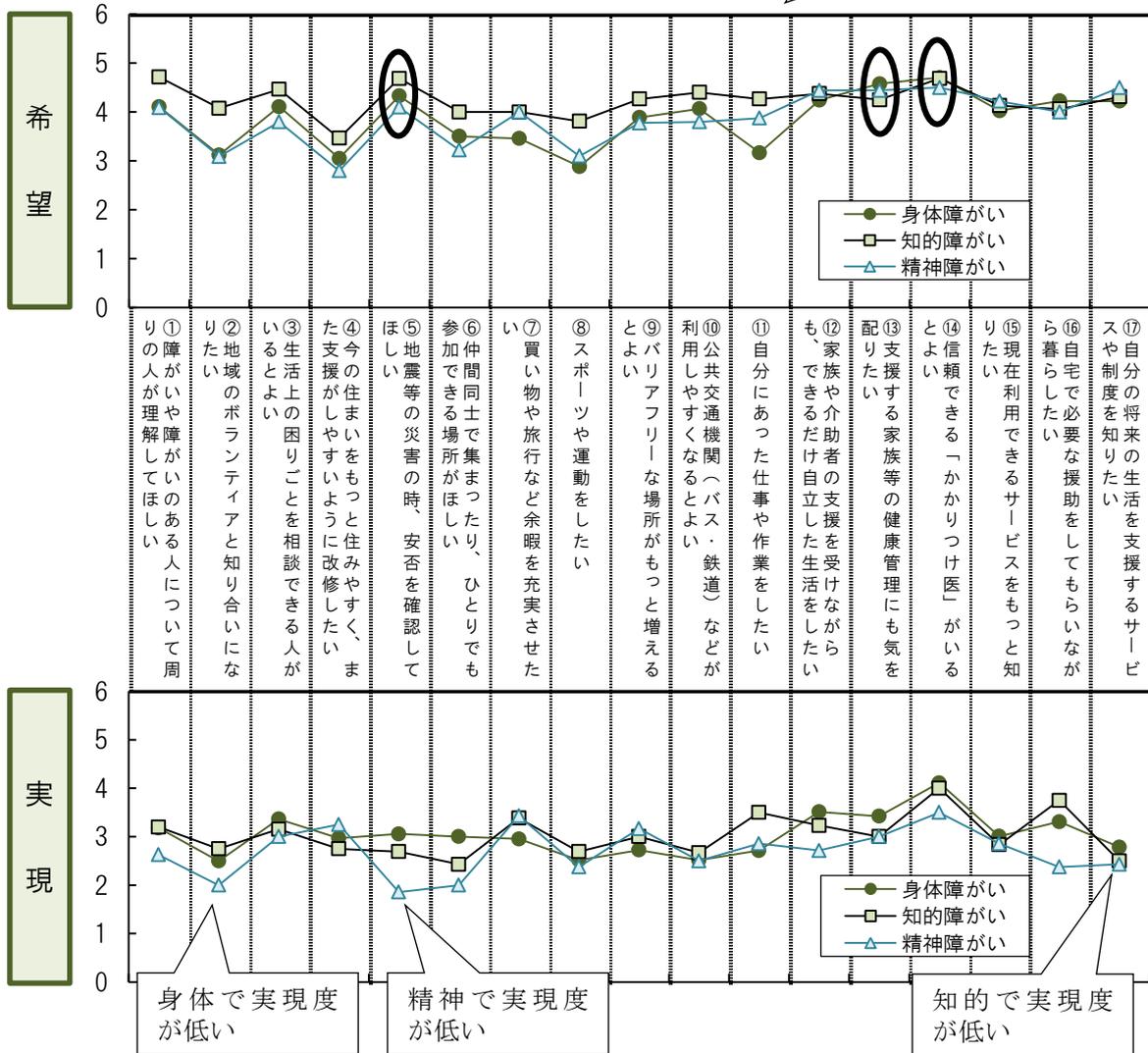
→どの障がいにおいても、自分の障がいにあった支援体制が求められています。身体・精神においては金銭的な補助、知的においては障がいに対する理解が求められています。

### 3 川根本町における課題

◎アンケート結果から、生活場面での希望と実現の度合いを点数化し、障がい別に平均点を算出しました。また、希望と現実の平均点差をとり、その差が大きい項目を「希望していることが実現していない度合い(=かい離度)」として分析しました。

○が付いている箇所はすべての障がい種別で希望度が高い

①障がい種別の希望と現実の平均点



<希望>  
◎平均点は、そう思う(5点)・まあそう思う(4点)・どちらともいえない(3点)・あまり思わない(2点)・思わない(1点)で加点し、無回答を除いた人数で算出している。

<実現>  
◎平均点は、すでに実現している(5点)・やや実現している(4点)・どちらともいえない(3点)・あまり実現していない(2点)・実現していない(1点)で加点し、無回答を除いた人数で算出している。

## ②かい離度の高い項目

生活場面において希望すること	障がい分類	かい離度
地震等の災害の時、安否を確認してほしい	精神	2.24
自分の将来の生活を支援するサービスや制度を知りたい	精神	2.07
地震等の災害の時、安否を確認してほしい	知的	2.00
自分の将来の生活を支援するサービスや制度を知りたい	知的	1.81
公共交通機関（バス・鉄道）などが利用しやすくなるとよい	知的	1.73
家族や介助者の支援を受けながらも、できるだけ自立した生活をしたい	精神	1.73
自宅で必要な援助をしてもらいながら暮らしたい	精神	1.63
仲間同士で集まったり、ひとりでも参加できる場所がほしい	知的	1.57
公共交通機関（バス・鉄道）などが利用しやすくなるとよい	身体	1.56
障がいや障がいのある人について周りの人が理解してほしい	知的	1.51
障がいや障がいのある人について周りの人が理解してほしい	精神	1.47
支援する家族等の健康管理にも気を配りたい	精神	1.44
自分の将来の生活を支援するサービスや制度を知りたい	身体	1.44

### 川根本町における課題

- ・「自分の将来の生活を支援するサービスや制度を知りたい」  
⇒将来的な不安を解消できる体制づくり・情報提供
- ・「地震等の災害の時、安否を確認してほしい」  
⇒防災体制づくり
- ・「公共交通機関（バス・鉄道）などが利用しやすくなるとよい」  
⇒外出・移動の支援
- ・「障がいや障がいのある人について周りの人が理解してほしい」  
⇒障がいに対する理解

◆ 第2部 障がい者計画 ◆



## 第2部 障がい者計画

基本理念	目標	主要施策	施策の方向
<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;"> <b>障がいの有無にかかわらず、互いに尊重し合い、障がいのある人も誰もが自立して自分らしく暮らすことのできるまち</b> </p>	地域で支える	理解と交流の促進	広報・啓発活動の推進
			交流・ふれあいの促進
			コミュニケーション施策の推進
	障がい児・者がいきいき暮らすまち	雇用・就労の促進	就労・雇用の基盤づくり
			雇用促進・就労支援
		生活環境の整備	住まいや施設等のユニバーサルデザイン化
			障がいのある児童への支援の充実
	見守る力、自立を支援する力をつけよう	福祉サービスの充実	充実したサービス提供体制の整備
			相談支援体制の強化
		保健・医療サービスの充実	障がいの早期発見・早期療育の充実
			障がい医療サービスの充実
			広域ネットワークを含めた施策の検討
	関係機関との連携	ボランティア団体の育成	
	防災支援体制をつくろう	防災・災害対策の充実	普段からの協力体制の確立
防災体制の確立			
災害時の体制の確立			

# 第1章 基本計画

## 基本目標 1 地域で支える

障がいのある人が住み慣れた地域で暮らしていくためには、障がいのある人もない人も共に生きているという認識を持ち、障がいのある人が積極的に交流イベントに参加したり、障がいのない人も福祉体験活動などに継続的に参加したりすることで、お互いが社会の一員であることを意識し、理解と交流を深めていくことが重要です。

また、障がいにより円滑にコミュニケーションを図ることができない人にも十分な配慮を行い、意思伝達を支援する人材の育成や確保も解決すべき課題であると考えられます。

### ◆主要施策 理解と交流の促進

#### ○施策の方向

##### (1) 広報・啓発活動の推進

障がいのある人もない人も、共に暮らし、平等に活動できるまちづくりを目指すために、広報活動や啓発活動を推進することで、住民すべてが障がいや障がいのある人、その家族、介助する人たちに対する理解を深めます。

事業・施策名	内容	方向
広報活動の推進	障がいのある人の活動や施設における活動について、「おたより」などの発行によって地域に知らせたり、施設見学を自由にできるようにするなど、地域への広報活動を支援します。また、広報紙やホームページ等を用いて、障がいに対する正しい知識の普及を行います。	推進
啓発活動の推進	「障害者の日」、「障害者週間」などの各種行事に積極的に参加するように、住民、ボランティア団体、障がい者団体などへの啓発活動を推進していきます。また、職員に対しても研修などを通じて、障がいに対する理解促進を図ります。	推進

## (2) 交流・ふれあいの促進

地域コミュニティ関係の低下などの問題から、住民が地域の障がいのある人について知らないという現状があります。また、障がいのある人も外出する機会が限られたりするため、地域のことを知らない、知る機会が少ないという現状もあります。各種関係機関との連携を通じて、障がいに対する理解を深める場を提供していきます。

事業・施策名	内容	方向
行事における交流活動の推進	「川根本町産業文化祭」や「奥大井ふるさと祭り」などの地域でのイベントに障がいのある人が積極的に参加したり、地域の人とのふれあいを深めていけるよう、交流活動を推進します。	推進
学校教育における交流活動の推進	幼児、小中学生、高校生が学校教育において、障がいについて理解を深めることができるよう、ボランティア活動などを通じた体験学習を推進します。	推進
スポーツ・文化芸術活動の推進	障がいのある人の自己実現や社会参加、生活の質の向上を図るため、障がい者スポーツ、文化芸術活動の一層の振興を図ります。	推進
ボランティア活動を通じた交流の促進	子どもたちが障がいのある人を理解することができるようなボランティア活動などを通じ、自然な人間関係や居住地における交流および共同学習を深める活動を促進します。	推進

## (3) コミュニケーション施策の推進

抱えている障がいの程度によっては、他の人と交流を持つことが難しい人もいます。円滑なコミュニケーションをとることができないために、地域での生活に困難を感じたり、交流や就労に支障が出たり、生きがいを持ってなくなってしまうという問題が生じないよう対策を講じなければなりません。そこで、コミュニケーションを支援してくれる人材を育成・確保したり、誰もが使える情報機器の普及・活用を推進し、障がいのある人が自立して地域で生活していける環境を整えます。

事業・施策名	内容	方向
手話通訳者、要約筆記奉仕員等の派遣	障がいのある人もない人も、互いに円滑なコミュニケーションを図ることができるよう、手話通訳者、要約筆記奉仕員等の派遣に努めます。	継続
情報格差解消の推進	身近な情報機器を活用して、障がいのある人への情報格差がなくなるよう努めます。また、重複障がいのある人向けのIT環境整備や、情報提供手段も検討していきます。	継続
ガイドヘルパーの育成	知的・精神障がいのある人に対応のできる専門性の高いガイドヘルパーの育成に努め、十分な意思疎通を図ります。	継続

障がいのある人が住み慣れた地域で安心していきいき暮らすためには、道路や公共交通の整備だけでなく、就労などの際に伴う障がいに対する心理的な障壁の除去に努めることも求められており、両面の整備が必要であるといえます。就職や職場適応を支援し生きがいをもたらすことと、障がいに対する理解不足に起因する偏見などの障壁を解消することが急務となっています。

### ◆主要施策 1 雇用・就労の促進

#### ○施策の方向

##### (1) 就労・雇用の基盤づくり

就労は障がいのある人にとって自立と社会参加の重要な柱であり、日々の生活に生きがいとリズムをもたらす役割を持っています。さらには、社会的な貢献を促していく役割も担っています。しかし、障がいのある人が適性と能力、個々の健康状態に応じた職業に就き、働くことを通じて社会参加し、自立した生活を送るためには、多くの困難が伴っています。

企業などに対して、障がいに対する理解と知識を深めてもらうことに加えて、地域の住民や家族・支援者を含め、障がいのある人を取り巻くすべての人の理解を促進していきます。

事業・施策名	内容	方向
障がい者雇用に対する広報・啓発活動の推進	障がいのある人の雇用への理解を深めるため、障がいのある人に対する差別・偏見の解消と、障がいの特性についての正しい知識の普及・啓発を進めます。	推進
障がい福祉施設への発注の推進	障がい福祉施設などへの率先発注を求めるとともに、製品の情報を広く町のホームページで提供するなど、販路拡大を支援します。また、町が主催するイベントなどにおいて障がい福祉施設などの参加を支援していきます。	推進

## (2) 雇用促進・就労支援

障がいのある人が地域でいきいきと働けるようにするためには、雇用の場の拡大が重要となります。障がいのある人の雇用に対する事業所等の受け入れ態勢を整えていくとともに、個々の適性、能力など、それぞれのニーズに合わせた就労ができるように、職業訓練、技能開発など様々な環境づくりを進めていく必要があります。

在宅就労等においては、IT（情報技術）の活用により機会が広がりますが、障がいのある人のパソコン等の利用は、依然として少ない状況です。

一般就労が難しい人に対しては、継続的に働くことができる福祉的な就労の場の確保が必要になってきます。福祉的な就労の場は、障がいのある人の働く場、また、日中活動の場として大きな役割を担っていることから、行政や関係機関において、支援を続けていく必要性があります。

社会福祉施設を利用している障がいのある人が、一般就労へと移行していくためには、計画的な訓練や指導、事業所における作業実習や職場体験を実施し、また、相談・援助体制の充実と、適性に応じた就労移行支援事業などの就労に向けた取り組みを進めていくことが求められます。

事業・施策名	内容	方向
障がい者雇用の促進	障がいのある人の雇用への協力および各種支援制度の活用について周知を行います。通勤が困難な障がいのある人等の就労を促進するため、在宅就労を含めて支援方法を検討します。	継続
障がい者に対する就労支援	障がいのある人が職場の習慣・環境等に適応できるよう、ジョブコーチを派遣するなど、障がいのある人の社会的自立、職場適応と職業生活の安定に努めます。一般就労を希望する人に対して、就労に必要な知識・能力の向上のための訓練、実習、職場探し等を通じ、適性に合った職場への就労等を支援します。	継続
就労基盤の整備	障がいのある人の特技や技能を開発する場を考えるような関係機関とのネットワークづくりに努めます。障がいのある人の就労支援に関する研修会や就労系サービス事業所などの見学会の実施を行います。事業所や障害福祉サービス事業所において、地場産業との関わりを検討し、就労等の可能性について調査研究を行います。障がいのある人それぞれの実情を反映した求人開拓に努め、障がいのある人個々の適性や希望に応じた職場適応訓練を支援します。福祉施設や学校等から一般就労への移行が円滑に進むよう、福祉施設、学校、事業所等の連携を強化し、一人ひとりの適性に合った職場開拓に努めます。	新規
就労移行支援の利用促進	障害者総合支援法に基づく就労移行支援事業を活用し、障がいのある人が就労できるよう環境の整備を進めていきます。	新規

## ◆主要施策 2 生活環境の整備

### ○施策の方向

#### (1) 住まいや施設等のユニバーサルデザイン化

障がいのある人が住み慣れた地域で生活していくためには、障がいのある人に対応したものであり、かつ介助者にも配慮した居住環境が重要です。また、すべての人が快適で生活しやすいユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの考え方を積極的に推し進めていく必要があります。

障がいのある人が町の中で自由に行動でき、どこでも、だれでも、いつでも安全で快適な生活を営むことができるよう、関係機関や近隣住民が利用しやすい建物や道路、鉄道およびバスなどの交通基盤、その他公共施設の改善・整備をより一層促進していきます。

事業・施策名	内容	方向
住宅改修等の促進	障がいのある人が住みやすい環境を整えるため、日常生活用具給付等事業の住宅改修費を活用し、住宅改修に対する支援を行います。	継続
相談体制の充実	福祉機器に関する情報の収集・提供に努め、相談窓口等での相談に応じながら、日常生活用具の適切な利用と普及を進めていきます。	継続
公共施設などの整備促進	「静岡県福祉のまちづくり条例」などに基づき、障がいの有無に関係なく、すべての人に配慮した施設・設備の整備（ユニバーサルデザイン化）を推進します。町の施設整備に際して、障がいのある人にもない人にも使いやすいものとなるよう配慮するとともに、既存施設についても緊急性の高いものを優先として、安全で利用しやすい施設となるよう改修を進めていきます。	継続
民間業者へのユニバーサルデザインの啓発	交通事業者などに対して、障がいのある人が利用しやすい車両の導入や、ユニバーサルデザインに配慮した施設や設備等の整備がされるよう働きかけます。	継続
交通サービスの整備促進	道路、路外駐車場、公園施設、体育施設や文化施設等の整備にあたっては、幅の広い歩道の整備、歩道の段差解消、視覚障がい者誘導用ブロックの敷設、障がいのある人が利用しやすいトイレの設置等を積極的に推進します。また、町内・外の各種交通機関の助成を行います。	継続

### ◆主要施策 3 障がい児教育の充実

#### ○施策の方向

##### (1) 障がいのある児童への支援の充実

障がいのある人の地域での自立した生活を支えていくためには、どのような支援の要望を持っているのかについて関係機関が把握、共有し、適切なサービスを供給していくことが重要です。

障がいの原因や発生の時期は人によって異なるため、障がいの種類や程度、対処方法も異なります。特に、障がいのある子どものケアについては、幼少期からの相談、医療、適切なサービスの利用など成長の過程を支える体制を整えていくことが必要です。

関係機関と調整しながら、障がいのある子どもへの施策において、適切な福祉サービスを提供することができるようサービス体系や相談支援体制の充実を図っていきます。

事業・施策名	内容	方向
障がい児教育の充実	障害者総合支援法の施行・児童福祉法の改正に伴い、児童発達支援・放課後等デイサービス等のサービスが受けられるよう、障がいのある子どもの総合的な支援を図るための児童発達支援センターについて、圏域の市町、関係機関、サービス提供事業者等と話し合いを行い、整備に向けた連携をし、ネットワークの整備を進めていきます。	継続
相談体制の充実	小、中学校においては、個々の児童生徒の障がいの種類や程度、特性に応じたきめ細かい教育相談に応じられるよう体制の充実を図るとともに、特別な支援が必要な幼児、児童、生徒の教育相談について、早期から適切な相談対応ができるよう、母子保健担当や関係機関との連携を図り、相談体制の整備を進めます。	継続

障がいのある人が地域社会の中で本当の意味で「自立」した生活を送るためには、その人が持つ個性や能力が十分発揮できることが重要であり、そのためには周囲が必要に応じて支援していくことが不可欠であると考えられます。障がいのある人の考えを理解・尊重し、「縁の下の力持ち」のような存在であることが、地域で共に生きる人々に必要な姿勢です。こうしたサポートする意識を高めていく、ボランティア団体を育成していくことが重要であると考えます。

しかしながら、そうしたボランティアのサポートだけでは障がいのある人の生活を支援することは困難です。個々の健康状態に即したサービスを提供したり、個々のニーズに対応した環境づくりを進めていくことも必要となります。障がいのある人が地域社会で安心して自立した生活ができるよう、障害者総合支援法による障害福祉サービスの充実、就労機会の拡充や社会参加の促進など、多方面から障がいのある人の生活を支える施策を行っていきます。

---

**◆主要施策 1 福祉サービスの充実**

---

**○施策の方向****(1) 充実したサービス提供体制の整備**

障がいの特性は人によって異なるため、多様な障がい特性に応じたきめ細かい障がい福祉施策を展開していく必要があります。そのため、利用者本位の考え方に立って、個人の多様なニーズに対応する生活支援体制の整備、サービスの充実に取り組んでいくことが重要です。

相談支援体制の整備や充実したサービスの提供など、障がいのある人ができる限り地域で安心して生活をしていけるよう、個人の多様なニーズに対応するサービスの量的・質的充実に取り組んでいきます。

事業・施策名	内容	方向
サービス提供体制の整備	障がいのある人が自立して、住み慣れた地域で生活を送れるように、また、介助する家族等の負担を減らすため、居宅介護、短期入所など在宅の基本的なサービスや日中活動の場である生活介護、就労系サービス等を充実させ、圏域の健康福祉センターや近隣市町、関連機関、サービス提供事業者等と協力しながら提供していくことに努めます。様々な障がいに対応できるように、ボランティア団体の育成を含めた多岐にわたる人材を確保するとともに、相談支援体制を強化して社会福祉施設と関係行政機関、医療機関、相談機関等の連携体制の強化に努めます。施設等に入所し、地域での生活を希望する人の地域移行を円滑に進めるための地域相談支援に対応し、圏域の相談支援専門員とともに、地域移行等に伴う各サービス（居宅介護・グループホームなど）の連携を支援します。	継続
居宅生活支援事業の普及	精神障がいのある人ができる限り地域で生活できるよう、居宅生活支援事業の普及を図っていきます。特に、条件が整えば退院可能とされる人の退院・社会復帰を目指すため、町内もしくは圏域のグループホームや日中活動サービス等の整備を促進し、本人・家族を支援する相談支援体制を充実していきます。	継続
こころの健康づくりの推進	精神障がいを予防・治療し、精神的健康を保持・増進させるため、こころの健康対策を推進するとともに、家庭・学校・職場・地域など各生活の場における関係者と連携し、相談の場を設けるなど、こころの健康づくりを推進します。	継続
情報提供の充実	精神障がいのある人が安心して精神科医療を受けられるよう、患者・家族の医療機関の選択に必要な精神科病院および精神科診療所などに関する情報提供を促進します。	継続
高齢の障がいのある人への支援	介護保険給付を受けている障がいのある人には、ケアマネジャー等と連携を取り、障がい特性に合わせて過不足のない障害福祉サービスが提供されるよう調整していきます。障がいの重度化・重複化、高齢化に対応する専門的ケア方法の確立について検討します。町独自で対応困難なものについては、圏域の健康福祉センターや近隣市町、関係機関との連携をし、障がいのある人にとって、最も適切なケアを提供できるように努めます。	継続
虐待の防止、被害者支援の確立	障がいのある人が虐待を受けたり、悪質商法の被害者とならないよう啓発活動を行い、被害にあってしまった場合の相談窓口の整備、被害者支援体制の確立を行います。また、住民による防犯パトロール巡回などによって地域全体で防犯意識を高め、障がいのある人や高齢者が犯罪の標的にならないよう見守る体制を築きます。	継続

事業・施策名	内容	方向
権利擁護、成年後見制度の利用に関する体制の整備	障がいのある人の処遇や金銭管理が適正に行われるよう、成年後見制度や日常生活自立支援事業等の周知に努め、制度の利用が困難な人の権利を守れるよう、支援事業を進めていきます。	継続

## (2) 相談支援体制の強化

障がいのある人が地域で安心して生活するためには、障がいに関するあらゆる生活のしづらさや困難に幅広く対応していく必要があります。また、障がいに関する相談ばかりでなく、家族に関する相談や就労に係る相談など色々な問題を抱えており、様々な機関に相談している現状があります。その相談の入口となり、その後の展開にも責任を持つことが重要であり、ワンストップでの相談対応に心がけることが重要です。

発達相談、教育相談、就労支援相談、医療相談、サービス提供相談などが統合された相談支援体制の整備を推進します。

事業・施策名	内容	方向
相談体制の充実	障がいに関する相談や高齢者に関する相談、児童に関する相談、生活に関する相談など、様々な相談にワンストップで対応できるための体制の整備を図ります。相談支援に従事する者の資質の向上に努めます。	継続
事業者との連携の強化	障がいのある人の抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けて、相談支援事業者やサービス提供事業者等との連携の強化を図ります。	継続

## ◆主要施策２ 保健・医療サービスの充実

### ○施策の方向

#### (1) 障がいの早期発見・早期療育の充実

障がいの原因となる疾病や要因は多様化、複雑化してきていますが、できるだけ早期に発見することにより疾病の軽減が期待できます。先天的な障がいにおいても、早期発見による早期療養が重要です。また、日頃からの健康づくりにより、障がいの疾病を予防することができます。早期発見体制の充実や健康づくりの推進を進めることが重要となります。

事業・施策名	内容	方向
健康づくりによる予防	健康づくりの取り組みを推進することで、障がいの疾病を予防します。日常生活における健康づくりに積極的に取り組めるよう、広報活動などを通じて啓発を行います。	新規
健康診断等による早期発見	健康診断や各種相談などを通じて、障がいの早期発見・早期療育が可能となる体制づくりを推進します。また早期発見・早期療育を図るため、各種健康診断等の周知・啓発を図ります。	新規
各種関係機関との連携の促進	医療施設や教育機関などと連携し、障がいの予防を推進していきます。	新規

#### (2) 障がい医療サービスの充実

障がいのある人が住み慣れた土地で安心して健康な暮らしをするためには、個々の障がいに応じた適切な保健・医療サービスが提供される必要があります。また、難病を発症している方の相談体制等の充実も重要となっています。

事業・施策名	内容	方向
医療費助成と制度の周知	障害者総合支援法に基づいて、障がいのある人が適切な医療を受診できるよう、医療費の助成を行います。また、制度の周知を図り、対象となる人が助成を受けられる体制を整備していきます。	継続
自立・機能訓練の充実	障がいのある人が生活能力の維持・向上のために必要な訓練や機会を充実していきます。	新規
難病対策の推進	難病を抱える方に対する医療相談や医療費の給付を行います。また、相談制度や医療費給付制度の周知に努めます。	新規
医療機関との連携	障がいのある人が障がいの種類や程度に応じて、いつでも適切な医療を受けられるよう、医療機関との連携を図ります。	継続

## ◆主要施策3 関係機関との連携

### ○施策の方向

#### (1) 広域ネットワークを含めた施策の検討

本町で十分なサービスを提供できない場合、圏域内で対応できるように、近隣市町やサービス提供事業者等と連携を図り、個々の障がいに応じたサービスを提供できる体制を整備する必要があります。

関係機関との連携を強化し、障がいのある人が安心して生活できる基盤を整え、グループホームの整備、ホームヘルプサービスの拡充など、障がいのある人の地域での生活の場を確保していきます。

事業・施策名	内容	方向
関係機関との連携	障がいのある人の地域での生活を支援するため、静岡県健康福祉センター、サービス提供事業者および産業・雇用・医療・教育等の専門機関の機能や連携を推進します。県の事業者指導と連動し、職員の適正配置、設備の確保、適切な利用者の処遇などに関する事業者のサービス提供体制をチェックするほか、事業者に対する研修の充実、施設における苦情解決体制や評価制度を整備し、サービスの質の向上に努めます。	推進
医療機関との連携	安心して必要な保健医療サービスを受けられるよう医療機関、その他の関係機関と連携をとりながら体制の整備を進めます。	継続

#### (2) ボランティア団体の育成

法に基づく福祉サービスの提供や民間の社会福祉施設、社会福祉協議会などとともに、地域住民によるボランティアは重要な社会資源です。障がいのある人や家族、介助者を支援する団体としてボランティアグループを育成し、関係団体、企業、地域住民等と連携・協働していく体制づくりを推進します。

事業・施策名	内容	方向
ボランティアの育成・支援	福祉や環境、子育てなど様々な課題に取り組むボランティアグループやまちづくりグループなどを積極的に育成・支援するとともに、団体間の交流と連携を促進します。	継続
ボランティア活動の周知の充実	ボランティア活動に関する情報収集・提供、相談・啓発などを行うとともにボランティア活動の中心となるリーダーの養成やその活動を支援する社会福祉協議会との連携を強化します。	継続
ボランティア活動の連携の促進	行政サービスとボランティア活動とが互いに機能を補い合うことによって、障がいのある人や子どもの地域での自立した生活を支援できるように連携します。	継続

平成23年3月の東日本大震災を受け、障がいのある人の災害対策、防災支援体制の構築が改めて重要視されています。地域の防災対策に障がいのある人をどのように組み込んでいくか、災害が起きた後の対応をどのように行っていくか等、障がいのある人のおかれている様々な状況や視点に立った施策が重要となります。

◆主要施策 防災・災害対策の充実

○施策の方向

(1) 普段からの協力体制の確立

本町は山間部に位置し、高齢者世帯も多く、普段からの防災などに対する準備・取り組み・協力体制の整備が非常に重要な役割を果たすと考えられます。プライバシーの問題や家族の意向などがあり、要援護者の状態などを事前に把握することが困難な状況もありますが、普段から声かけを行ったり、自主防災組織やその中にある民生委員・児童委員との緊密な連絡体制を整備し、避難行動要支援者名簿の充実等を推進していきます。

事業・施策名	内容	方向
避難行動要支援者名簿の充実	災害等緊急事態に備えて、障がいのある人の所在・要援護の状況等を、個人情報保護・プライバシーに配慮しつつ的確に把握する体制を整備するため、避難行動要支援者名簿の充実を図ります。	推進
防災意識の広報・啓発の推進	一般住民の日常生活においても、普段からの声かけに心がけ、近隣世帯の見守り意識を高めるとともに、防災に関するパンフレット等により、障がいのある人への支援方法に関する知識が得られるよう啓発を行います。	継続

## (2) 防災体制の確立

災害はいつどのように起きるか予測することが難しいものですが、日頃から体制を整えておくことによって、より多くの生命・財産を守り、危険を回避することができます。災害時に孤立しないための国道・県道整備、施設の耐震化、防災計画に基づく防災組織の整備などが必要です。

また、障がいのある人の置かれている状況、特性を十分理解したうえで防災計画を立て、実際に障がいのある人との訓練を行うことで災害発生時の支援の問題点が発見され、その問題点を解決することによってより実効的な防災体制を確立することも重要となります。災害時要援護者避難支援計画や個別支援計画個票（避難行動要支援者名簿）、地図情報などを活用して防災計画に活かします。

事業・施策名	内容	方向
防災関連用具の利用促進	火災報知器、自動消火器、聴覚障がい者用通信装置など、防災関連の日常生活用具の利用促進を図ります。	継続
情報伝達体制の整備	視覚や聴覚など、災害等の緊急時に情報の入手・発信が困難な障がいのある人に対して、携帯電話やコンピュータ、同報無線等の情報通信機器を利用するなど、情報伝達体制の整備を促進します。	継続
防災体制の充実・強化	地域防災計画や災害時要援護者避難支援計画を随時見直し、自主防災組織では、地域に住む障がいのある人が参加しやすい防災訓練の体制を検討して、防災面においても障がいのある人とならない人との相互理解が進むよう積極的な参加を呼びかけます。自主防災会や担当の民生委員・児童委員と連携し、災害時の防災体制の充実を図ります。また、障がいのある人の特性や程度に応じた防災手引き書の作成を検討します。地域の自主防災会は避難行動要支援者名簿情報の提供を受け、担当の民生委員・児童委員と協力して災害時における障がいのある人への支援体制を整えます。	推進
防災インフラの整備	国や県に、障がいのある人の避難ルートともなる主要幹線道路の整備を要請していきます。また、社会福祉施設が、耐震性に配慮した地域の防災拠点となるよう、整備に努めます。	新規

### (3) 災害時の体制の確立

災害が起きてしまった後の生活について、障がいのある人を始めとした災害時要援護者に十分配慮した体制を整えることができるよう準備することが重要です。災害後の制限された生活では、医療体制・意思伝達・介護者の供給など、様々な面からのより一層の配慮が必要となります。災害時要援護者避難支援計画や個別支援計画個票（避難行動要支援者名簿）により、災害が発生した時に障がいのある人を安全に救護できる体制の整備を行います。

事業・施策名	内容	方向
避難所の確保と充実	町内の高齢者関係施設と災害時の協定を結び、障がいのある人等に配慮した避難所としての機能を確保します。 寝たきり状態の障がいのある人や、投薬・特別な機器等を必要とする障がいのある人、難病患者等を把握し、避難所等において必要な支援ができるような体制および設備について検討します。	新規

---

## 第2章 基本の推進体制

---

### 1 川根本町保健、福祉サービス推進協議会における推進

川根本町保健、福祉サービス推進協議会を中心に、川根本町の現状の把握や基本計画で示した施策に関する意見を聴取しながら、基本計画の推進を図っていきます。

### 2 町民の役割

一人ひとりが障がいに対する正しい認識を持ち、障がいのある人もない人も共に支え合う地域をつくりあげていくことが必要です。

日頃から、町民による声かけや見守りを通じて、地域における協力体制をつくることも町民の役割として求められます。

### 3 障がいのある人や障がい者団体の役割

障がいのある人は、必要なサービスを受けながら、社会の一員としての役割を分担し、地域の中で自立していくことが求められます。

障がい者団体は、障がいに対する正しい認識の普及や啓発を進めること等が求められています。

### 4 行政の役割

町民のニーズを的確に把握し、必要な施策を関係機関との連携のもと推進していきます。

また、町民に対して障がいに対する正しい知識の普及や啓発活動を推進していきます。

◆ 第3部 障がい福祉計画 ◆



## 第3部 障がい福祉計画

---

---

### 第1章 計画の基本的考え方

---

---

#### 1 基本的な考え方

##### (1) 障がいのある人の自己決定と自己選択の尊重

ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの種別・程度にかかわらず、障がいのある人が自らその居住する場所を選択し、自立と社会参加の実現を図っていくことを基本として、基盤の整備を進めていきます。

##### (2) 障がいのある人に希望する必要なサービスを提供

改正障害者総合支援法の趣旨に基づき、障がいのある人が、希望する必要なサービスの提供を受けられるよう支援し、計画相談支援事業を実施していきます。

##### (3) グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進

県や近隣の市町と連携し、圏域内で居住の場として共同生活援助（グループホーム）の確保や地域相談支援事業の体制を整備して、施設入所・入院から地域生活への移行を推進します。

##### (4) 福祉施設から一般就労への移行を推進

障害福祉サービスにおける就労継続支援、就労移行支援事業等を推進し、能力や適性に応じて福祉施設から一般就労への移行を推進するとともに、障がいのある人の雇用の場の確保、職場における障がい理解などに取り組みます。

## 第2章 計画の数値目標と達成の方策

### 1 平成29年度の数値目標

本町では、障がいのある人の自立と自己実現の観点から、地域生活への移行や就労の促進を重点施策として捉えています。そこで以下の4つの項目について平成29年度の目標値を設定し、目標を達成できるよう施策を展開していきます。

#### (1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
第3期計画策定時点での入所者数(A)	17人	平成26年3月31日の数
平成29年度入所者数(B)	15人	平成29年度末時点で見込まれる利用人員
【目標値】 地域生活移行数	2人 (11.8%)	平成29年度末までに施設から地域移行する者の数(累計)

#### (2) 入院中の精神障がい者の地域生活への移行

項目	数値	考え方
平成25年度 長期在院者数	2人	平成25年度3月末時点の長期在院者数
【目標値】 平成29年度の年間 地域移行者数	1人 (50.0%)	平成29年度末までに施設から地域移行する者の数(累計)

#### (3) 福祉施設から一般就労への移行

##### 一般就労への移行

項目	数値	考え方
平成25年度 一般就労移行者数	0人	平成25年度における福祉施設から一般就労への移行者数
【目標値】 平成29年度の 一般就労移行者数	0人 (100.0%)	平成29年度における福祉施設から一般就労への移行者数

#### 就労移行支援利用者の増加

項目	数値	考え方
平成25年度 一般就労移行者数	0人	平成25年度末における就労移行支援事業所の利用者数
【目標値】 平成29年度の 一般就労移行者数	0人 (100.0%)	平成29年度末における就労移行支援事業所の利用者数

#### (4) 地域生活支援拠点の整備

項目	考え方
圏域または市町	1カ所整備

## 2 障害福祉サービス、指定相談支援の必要量の見込みとその確保のための方策

### (1) 訪問系サービス

#### ア 必要な量の見込み

(1ヶ月あたり)

	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
居宅介護、重度訪問介護、 行動援護、同行援護、 重度障がい者等包括支援	35時間分	35時間分	35時間分	35時間分

#### イ 見込量確保のための方策

- ◆障がい特性を理解したホームヘルパーの確保・養成を促すことで、居宅介護従事者の質的・量的充実に努めます。
- ◆社会福祉協議会やその他のサービス提供事業者と連携を図り、多様な訪問系サービスの実施主体の確保に努めます。
- ◆福祉サービス事業に従事していない有資格者等の現場復帰を促し、サービス提供可能な人材の発掘・育成に努めます。

(2) 日中活動系サービス

ア 必要な量の見込み

(1ヶ月あたり)

	区分	単位	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活介護	利用者数	(人)	20	21	21	21
	サービス利用量	(人日分)	440	462	462	462
自立訓練 (機能訓練)	利用者数	(人)	1	0	1	1
	サービス利用量	(人日分)	31	0	22	22
自立訓練 (生活訓練)	利用者数	(人)	0	1	1	1
	サービス利用量	(人日分)	0	22	22	22
就労移行支援	利用者数	(人)	0	0	0	0
	サービス利用量	(人日分)	0	0	0	0
就労継続支援 (A型)	利用者数	(人)	0	0	0	0
	サービス利用量	(人日分)	0	0	0	0
就労継続支援 (B型)	利用者数	(人)	23	23	23	23
	サービス利用量	(人日分)	506	506	506	506
療養介護	利用者数	(人)	1	1	1	1
短期入所	利用者数	(人)	2	2	2	2
	サービス利用量	(人日分)	14	14	14	14

	区分	単位	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
放課後等 デイサービス	利用者数	(人)	0	0	0	0
	サービス利用量	(人日分)	0	0	0	0

イ 見込量確保のための方策

- ◆ 広報紙等により障害者総合支援法に基づく障害福祉サービスの体系について周知を図るとともに、社会福祉協議会、福祉施設およびサービス提供事業者と連携することで、多様なサービス実施主体の確保に努めます。
- ◆ 町の事業を障がいのある人を支援している法人や就労系サービス事業所へ委託したり、生産品の展示・販売の場を公共施設に設けるなど、理解の促進や生産性向上の支援を行い、事業展開しやすい環境を整備します。
- ◆ 障害福祉サービスに係る人材の発掘・育成に努め、サービス提供事業者が参入しやすい環境づくりを検討します。

### (3) 居住系サービス

#### ア 必要な量の見込み

(1ヶ月あたり)

	区分	単位	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
共同生活援助	利用者数	(人)	6	7	8	8
施設入所支援	利用者数	(人)	17	19	19	19

#### イ 見込量確保のための方策

- ◆居住系サービスの施設整備は本町単独での設置は難しいため、県や圏域内の関係機関などと協議しながら推進していきます。
- ◆施設整備にあたっては、障がいのある人の施設入所から地域生活への意向を把握したうえで、それぞれのニーズ、適切なサービス提供等を考慮しながら、事業者と連携・調整を図り推進していきます。
- ◆施設職員の資質向上のため、県や関係機関等で実施する研修会等への積極的な参加促進を図ります。
- ◆現在施設入所中の利用者にとっては、圏域内市町や利用者本人等との協議のもと、施設でのさらなる処遇改善に努め、人権尊重を基本としたサービス提供を確保します。

#### (4) 相談支援

##### ア 必要な量の見込み

(1ヶ月あたり)

	区分	単位	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
計画相談支援 (計画作成・ モニタリング)	利用者数	(人)	5	5	5	5
地域相談支援 (地域移行・ 地域定着)	利用者数	(人)	0	0	0	0

※参考) 障がい児相談支援事業(通所サービスの利用支援等)は、児童福祉法に基づく。

	区分	単位	平成26年度 (見込)	平成27年度	平成28年度	平成29年度
障がい児相談支援 (通所サービス 利用計画)	利用者数	(人)	0	0	0	0

##### イ 見込量確保のための方策

- ◆指定特定相談支援(サービス等利用計画作成、モニタリング)については、町における相談事業所と調整し、圏域内での連携を行いながら見込量を確保します。
- ◆地域生活支援事業の相談支援等との連携・調整を行い、効率的な相談支援が可能となるよう努めます。

### 3 地域生活支援事業

#### (1) 各年度における事業の種類ごとの量の見込み

##### ①理解促進研修・啓発事業

障がいのある人等が日常生活や社会生活の上で生じる「社会的障壁」をなくすため、障がいのある人等の理解を深めるため研修・啓発を通じて地域住民への働きかけを強化することにより、共生社会の実現を図ります。

圏域と連携して実施していきます。

##### ②自発的活動支援事業

障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障がいのある人等、その家族、地域住民等による地域における自発的な取り組みを支援することにより、共生社会の実現を図ります。

圏域と連携して実施していきます。

##### ③相談支援事業

###### ●基幹相談支援センター等機能強化事業

町における相談支援事業が適正かつ円滑に実施されるよう、一般的な相談支援事業の他に、特に必要と認められる能力を有する専門的職員を基幹相談支援センター等に配置することや、基幹相談支援センター等が地域における相談支援事業者等に対する専門的な指導・助言、情報収集・提供、人材育成の支援、地域移行に向けた取り組み等を実施することで、相談支援機能の強化を図ります。

圏域と連携して実施していきます。

平成26年度（見込み）		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
実施見込み箇所	実利用者数見込み	実施見込み箇所	実利用者数見込み	実施見込み箇所	実利用者数見込み	実施見込み箇所	実利用者数見込み
1	276	1	280	1	280	1	280

###### ●住居入居等支援事業

賃貸契約による一般住宅（公営住宅及び民間の賃貸住宅）への入居を希望していても、保証人がいない等の理由により入居が困難な障がいのある方等に対し、入居に必要な調整等の支援を行うとともに、家主等への相談・助言を通じて障がいのある人等の地域生活を支援します。

④成年後見制度利用支援事業

成年後見制度の利用が必要であるが自力での利用が困難な状況の障がいのある人に、制度利用のための手続きや費用の支援を行い、障がいのある人の権利が守られるようにします。

圏域と連携して実施していきます。

⑤成年後見制度法人後見支援事業

成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人を確保できる体制を整備するとともに、成年後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援することで、障がいのある人の権利擁護を図ります。

圏域と連携して実施していきます。

⑥意思疎通支援事業

聴覚・言語・音声などに障がいのある人の意思疎通を支援するため手話通訳者の派遣を行い、日常生活や社会参加を円滑にします。

平成26年度（見込み）		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
実施見込み箇所	実利用者数見込み	実施見込み箇所	実利用者数見込み	実施見込み箇所	実利用者数見込み	実施見込み箇所	実利用者数見込み
4	2	4	1	4	1	4	1

⑦日常生活用具給付等事業

主に在宅の障がいのある人や障がいのある子どもに対して、障がいの特性に合わせた用具を給付することによって、日常生活の便宜を図り、自立した生活を支援します。

平成26年度（見込み）		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
実施見込み箇所	実利用者数見込み	実施見込み箇所	実利用者数見込み	実施見込み箇所	実利用者数見込み	実施見込み箇所	実利用者数見込み
	190件		195件		200件		200件

⑧手話奉仕員養成研修事業

手話で日常会話を行うのに必要なことばや表現技術を習得した者を養成し、意思疎通を図ることに支障がある障がいのある人等の自立した日常生活または社会生活を営むことができるようにします。

圏域と連携して実施していきます。

### ⑨移動支援事業

社会生活に必要な外出や余暇活動への参加時にヘルパーが移動の支援を行い、社会参加を円滑にします。

平成26年度（見込み）			平成27年度			平成28年度			平成29年度		
実施見込み箇所	実利用者数見込み		実施見込み箇所	実利用者数見込み		実施見込み箇所	実利用者数見込み		実施見込み箇所	実利用者数見込み	
4	4	196	4	4	196	4	4	196	4	4	196

※実利用者数見込み欄に、実利用者数見込み、延利用時間数見込みの順に記載

### ⑩地域活動支援センター機能強化事業

身近な地域で、障がいのある人が集い創作活動や生産活動を行う場となる地域活動支援センターの安定的な運営を支援することによって、センターに参加する障がいのある人の活動を支えます。

圏域と連携して実施していきます。

### ⑪日常生活支援事業

#### ●訪問入浴サービス

自宅の浴槽では、入浴が困難な方に対し、専門のスタッフが移動入浴車で浴槽を自宅に持ち込み入浴介助の支援を行います。

平成26年度（見込み）		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
実施見込み箇所	実利用者数見込み	実施見込み箇所	実利用者数見込み	実施見込み箇所	実利用者数見込み	実施見込み箇所	実利用者数見込み
2	18	2	18	2	18	2	18

#### ●日中一時支援

障がいのある人を一時的に預かることによって、日常的に介護する家族等の休息や社会参加の機会を提供します。

平成26年度（見込み）		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
実施見込み箇所	実利用者数見込み	実施見込み箇所	実利用者数見込み	実施見込み箇所	実利用者数見込み	実施見込み箇所	実利用者数見込み
2	15	2	15	2	15	2	15

#### ●巡回支援専門員整備

保育所等の子どもやその親が集まる施設・場に巡回等支援を実施し、障がい“気になる”段階から支援を行うための体制の整備を図り、保育所等訪問支援等との連携により、発達障がい児等の福祉の向上を図ります。

圏域と連携して実施していきます。

⑫社会参加支援事業

●点字・声の広報等発行

文字による情報入手が困難な障がいのある人等のために、点訳、音声訳その他障がいのある人等にわかりやすい方法により、広報や生活情報などの地域生活をするうえで必要度の高い情報などを定期的または必要に応じて提供します。

圏域と連携して実施していきます。

⑬権利擁護支援事業

●障害者虐待防止対策支援

障がい者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援のため、地域における関係行政機関、障がいのある人等の福祉、医療、司法、地域住民等の支援体制の強化や協力体制を整備していきます。

⑭専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業

特に専門性の高い意思疎通支援を行う者を派遣する体制を整備することで、手話通訳者・要約筆記者や) 盲ろう者向け通訳・介助員を派遣します。

⑮広域的な支援事業

●精神障害者地域生活支援広域調整等事業

精神がい害者が自立した日常生活および社会生活を営むために必要な広域調整、専門性が高い相談支援および事故・災害等発生時に必要な緊急対応を実施します。

平成26年度（見込み）		平成27年度		平成28年度		平成29年度	
実施見込み箇所	実利用者数見込み	実施見込み箇所	実利用者数見込み	実施見込み箇所	実利用者数見込み	実施見込み箇所	実利用者数見込み
0	0	0	0	0	0	0	0



◆ 資料編 ◆



# 資料編

## ◇ 川根本町保健、福祉サービス推進協議会 本部会 委員名簿

No.	職 名	氏 名	備 考
1	川 根 本 町 議 会 議 長	中 田 隆 幸	
2	川 根 本 町 議 会 副 議 長	小 藪 侃 一 郎	
3	歯 科 医 師	小 林 慎 介	
4	静岡県中部健康福祉センター所長	高 橋 治 子	
5	保 健 事 業 部 会 長	池 下 長 三 郎	
6	保 健 事 業 部 会 副 部 会 長	山 本 正 和	
7	高 齢 者 福 祉 ・ 介 護 保 険 部 会 長	久 野 孝 史	会 長
8	障 が い 者 福 祉 部 会 長	松 下 昌 平	
9	障 が い 者 福 祉 部 会 副 部 会 長	松 下 君 江	
10	児 童 福 祉 部 会 長	鳥 居 進	
11	児 童 福 祉 部 会 副 部 会 長	松 下 文 代	副 会 長

(順不同・敬称略)

◇ 川根本町保健、福祉サービス推進協議会 障がい者福祉部会 委員名簿

No.	職 名	氏 名	備 考
1	民生委員・児童委員 (障害児者福祉部会部会長)	瀧 尾 治 子	
2	民生委員・児童委員 (障害児者福祉部会副部会長)	澤 本 文 男	
3	身体障害者福祉会役員	長 島 吉 次	
4	手をつなぐ育成会役員	松 下 昌 平	会 長
5	町内施設管理責任者	井 澤 勝 博	
6	町社会福祉協議会主任	加 藤 史 崇	
7	知 識 経 験 者 (社会福祉法人牧之原やまばと学園)	植 野 泰 子	
8	知 識 経 験 者 (特定非営利活動法人こころ職員)	菅 原 小 夜 子	
9	知 識 経 験 者 (駿遠学園職員)	櫻 井 郁 也	
10	知 識 経 験 者	松 下 君 江	副会長

(順不同・敬称略)









**川根本町**

川根本町障がい者総合計画

～第3次川根本町障がい者計画～

～第4期川根本町障がい福祉計画～

平成27年3月

川根本町 福祉課